

◎新潟県告示第949号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年8月15日

新潟県新潟地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系西川

2 河川管理施設の名称または種類

西川左岸及び右岸堤防

3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区原字向1389番1地先から新潟市西蒲区和納字谷内7122番地先まで
- (2) 新潟市西蒲区和納字五百野7021番2地先から新潟市西蒲区和納字五百野6829番地先まで
- (3) 新潟市西蒲区植野新田字越石65番地先から新潟市西蒲区植野新田字越石1356番1地先まで
- (4) 新潟市西蒲区赤鎗字島3972番5地先から新潟市西蒲区赤鎗字川前138番地先まで
- (5) 新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙1977番地先から新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙1963番1地先まで
- (6) 新潟市西蒲区堀山新田字川原25番4地先から新潟市西蒲区堀山新田字川原51番1地先まで
- (7) 新潟市西蒲区巻字形部乙394番2地先から新潟市西蒲区巻字形部川原乙470番地先まで
- (8) 新潟市西蒲区割前字高田110番10地先から新潟市西蒲区東汰上字尻地229番2地先まで
- (9) 新潟市西蒲区前田字前川原28番1地先から新潟市西蒲区羽田字屋敷80番地先まで
- (10) 新潟市西蒲区西汰上字前畑336番2地先から新潟市西蒲区西汰上字縄手572番地先まで
- (11) 新潟市西蒲区西汰上字縄手572番地先から新潟市西蒲区下山字前川原97番2地先まで
- (12) 新潟市西蒲区槇島字上川原760番地先から新潟市西蒲区槇島字下川原820番3地先まで
- (13) 新潟市西蒲区旗屋字川原3番4地先から新潟市西蒲区曾根字川原1番1地先まで
- (14) 新潟市西蒲区鮎字北川原604番2地先から新潟市西蒲区鮎字北川原1131番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成25年3月26日から道路の存続する日まで